



在宅介護実態調査

実施のための手引き

厚生労働省

老健局 介護保険計画課

(令和7年8月版)

【はじめに】

「在宅介護実態調査」は、介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた**介護サービスの在り方を検討**することを目的として、主に**在宅**で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施いたします。

「在宅介護実態調査」の実施にあたっては、従来の3つの調査手法に加え、第10期計画より新たに「【新版】在宅生活改善調査による実施」が追加されました。各調査手法のメリット・デメリットをご理解頂いたうえで、各自治体の実情にあわせて、適切な調査手法を選択してください。

第10期計画より、在宅介護実態調査の実施手法として、手法Ⅳ「【新版】在宅生活改善調査による実施」が追加された背景などについては、本手引きのP.3や以下の報告書などを参照してください。

- 第10期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案,三菱UFJリサーチ&コンサルティング（介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業（令和5年度老人保健健康増進等事業））

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/05/houkatsu_06_03_01.pdf

準備段階

実施のための手引き【導入編】（1頁参照）

調査の背景の理解／調査手法の選択

実施段階

【手法Ⅰ】
認定調査員による
聞き取り調査

【実施編】
Ⅰ
(13頁参照)

【手法Ⅱ】
郵送調査
(接続方式)

【実施編】
Ⅱ
(16頁参照)

【手法Ⅲ】
郵送調査
(非接続方式)

【実施編】
Ⅲ
(19頁参照)

【手法Ⅳ】
【新版】在宅生活改善
調査による実施

【実施編】
Ⅳ
(20頁参照)

集計・分析段階

データ入力

認定調査結果を
Excelシートに入力

認定データの出力

認定ソフト2021から、
調査対象者の認定
データを出力

自動集計ソフトで報告書まで一括処理

「調査結果」と「認定データ」を被保険者番号で関連付けた後に、
集計・分析・報告書作成を一括で自動的に処理します。

【入力・集計編】（22頁参照）

データ入力

単純集計
クロス集計

グラフ作成

報告書作成

自動集計ソフト
で
報告書まで
一括処理

※Excelファイルの調
査票を使用した場合、
データ入力不要

【導入編】

はじめに、在宅介護実態調査の基本的な考え方と、選択可能な各調査手法の

メリットとデメリットを確認した上で、

各自治体の実情にあった調査手法を検討します

導入編-1. 調査の基本的な考え方

1 本調査の基本的なポイント

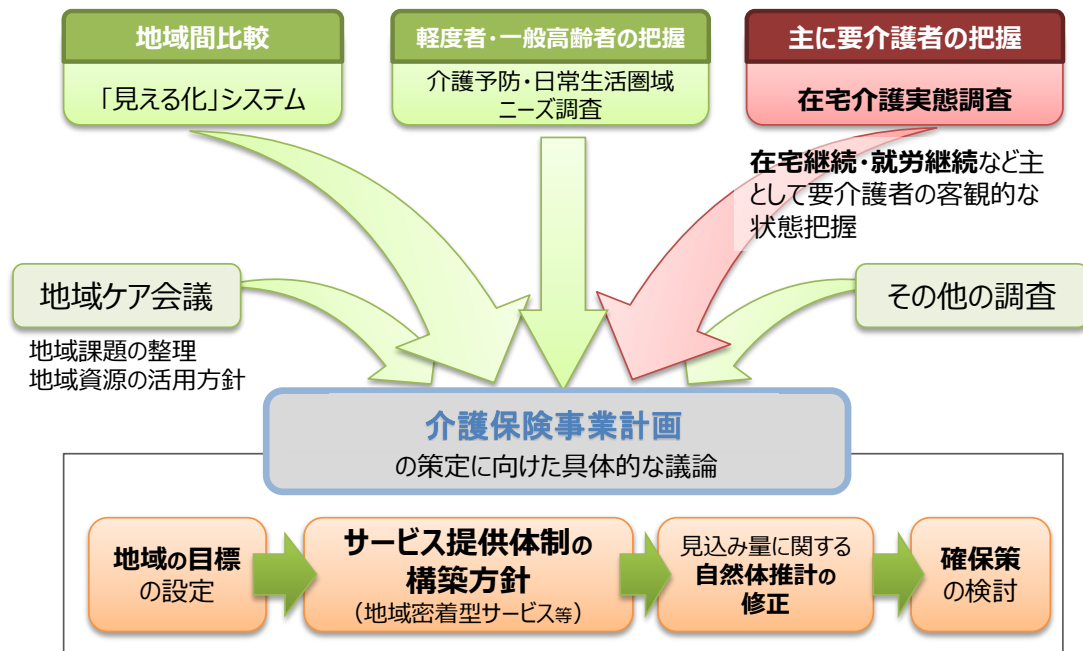
1 介護保険事業計画策定に向けた議論の材料を提供する調査です

厚生労働省では、「見える化」システムに加え、軽度・一般高齢者の把握については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を提示していますが、主として「要介護者の**在宅生活の継続**」や「介護者の**就労継続**」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、「**在宅介護実態調査**」を提案しています。

従来、介護保険事業計画の策定にあたっては、現状の実績値や、将来の年齢別人口の変化をもとにしたワークシートによる**自動計算結果（自然体推計）**に基づいた計画策定が一般的でした。しかし、**地域マネジメント**や**保険者機能の強化**が重視される中で、「**在宅生活の継続**」や「**就労継続**」に有効なサービス利用のあり方やサービス整備の方向性を保険者が示していくことも求められています。

地域目標を実現するための方向性を示すためには、現状をもとに、これまでの人口構造の変化等により、単純に直近のサービスの利用量等を伸ばしていく、いわゆる自然体推計に加え、これを修正するための議論とそのため材料が必要となります。「在宅介護実態調査」はこうした新しい計画立案プロセスを目指すための基礎調査と位置付けられます。

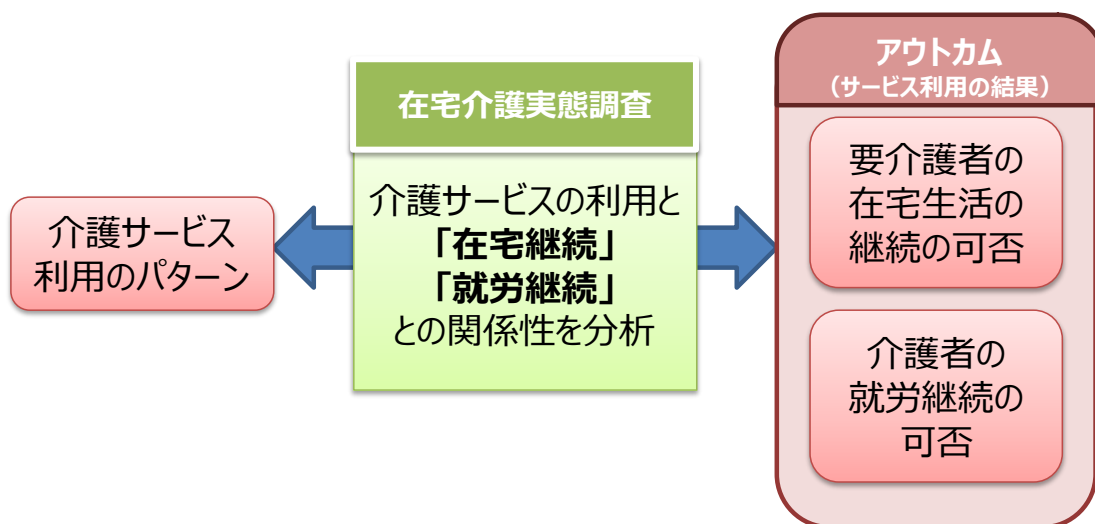
＜介護保険事業計画と各種調査の関係＞



したがって、「在宅介護実態調査」は、その結果から機械的に「量の見込み」を算出するものではなく、分析結果をもとに、「本人の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の両立を支えるために、どのようなサービスが必要であるかを、地域ごとに「議論」する際の材料を提供するものです。

2 在宅介護実態調査では、「サービス利用」と「在宅継続・就労継続」の関係性を検討します

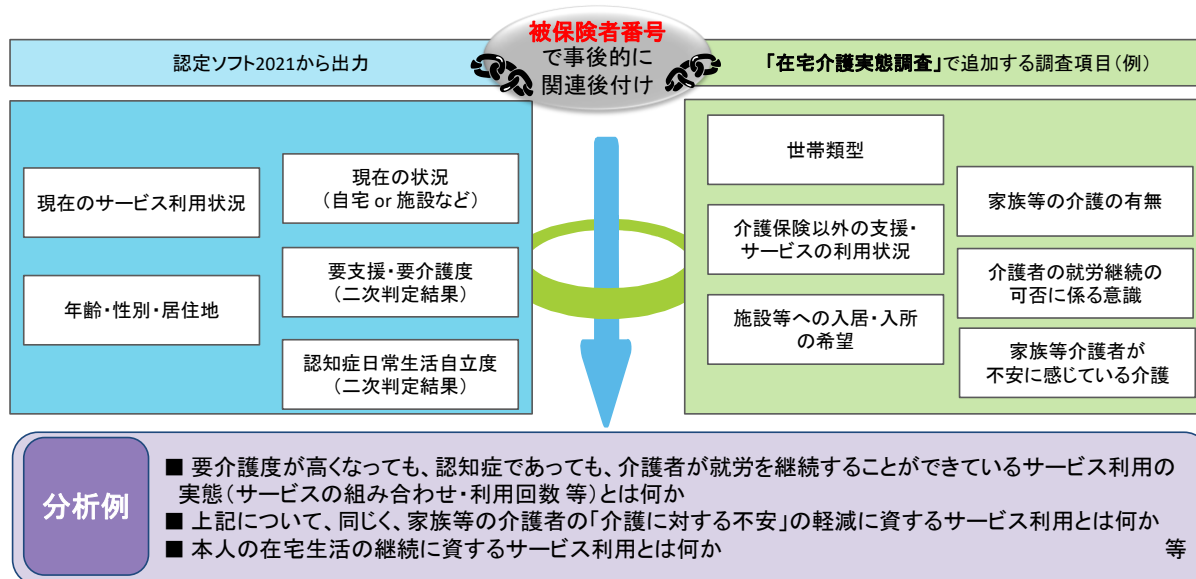
「在宅介護実態調査」では、「サービス利用」の実態と「アウトカム」の関係性を調査分析によって明確にしたうえで、今後のサービス整備の方向性を議論していくことを目指します。



3 要介護認定データの活用を前提とした設計が、これまでのアンケート調査と異なります

本調査では「要介護認定データ」と関連付けた分析を行うことを前提とした、認定調査員による聞き取り調査を基本としています。

これにより、設問数を大幅に削減することができるとともに、認定調査員による聞き取り結果や認定審査会の審査結果など、通常のアンケート調査では把握が困難な、客観的なデータに基づいた分析等を行うことが可能になります。（ただし、手法Ⅲ、手法Ⅳについては認定データとの関連付けは行いません）



4 調査項目数・調査方法を自治体で選択できます

調査票は、「① 基本調査項目のみの調査票」と「② 基本調査項目＋オプション調査項目の調査票」の2種類を用意しています。調査可能な設問数に制約がある場合は、基本調査項目を優先することを強く推奨します。

また、調査の実施方法は、従来、最も高い調査精度が期待できる認定調査員による聞き取り調査を基本として、3種類の調査方法を提案しており、今回、新たに見直された「【新版】在宅生活改善調査」の実施によって、在宅介護実態調査を代替することも可能となりました（内容は完全に一致するものではありません）。自治体の人口規模や調査実施体制など、各自治体の実情に応じて選択してください。

5 「動画」をご覧ください、調査の背景や概要を把握してください

本調査の概略については、以下の動画（視聴時間約6分）で解説を行っていますので、そちらも参考にしてください。

厚生労働省動画チャンネル(YouTube) <https://youtu.be/Ol23P5aX93g>



※視聴制限等により YouTube がご覧になれない方は、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社のホームページからご覧ください。 https://www.murc.jp/houkatsu_06_02/

6 第10期計画より、手法Ⅳ「【新版】在宅生活改善調査による実施」が追加された背景

第10期計画より、在宅介護実態調査の調査手法として、新たに手法Ⅳ「【新版】在宅生活改善調査による実施」が追加されました。

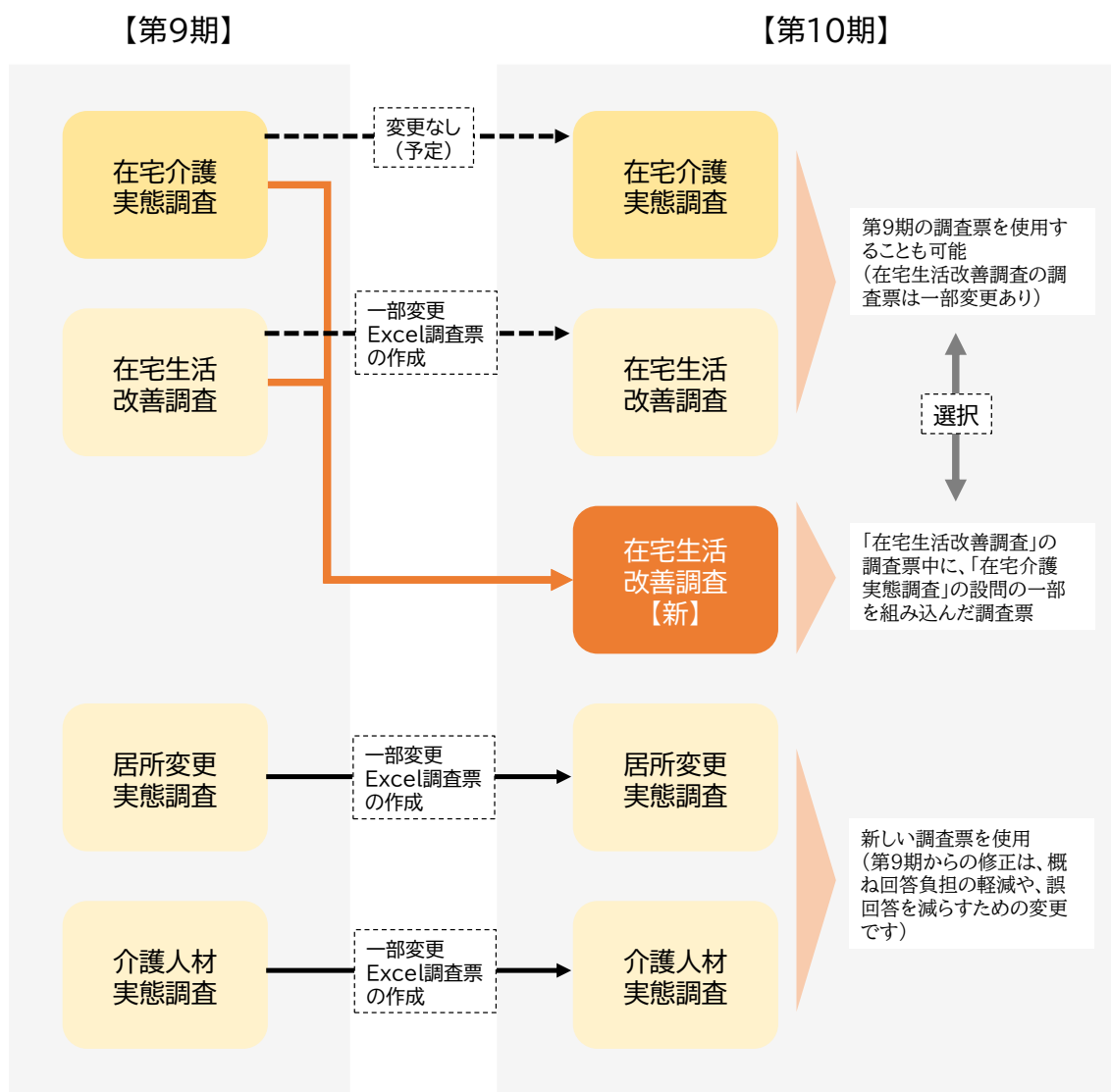
これは、在宅介護実態調査が抱える課題に対応するため、従来の「【旧版】在宅生活改善調査」の調査票内に、「在宅介護実態調査」の設問の一部を組み込むことで、市町村が「在宅介護実態調査」もしくは「【新版】在宅生活改善調査」のいずれの調査を実施するか選択できるようにしたものです。

在宅介護実態調査（特に【手法Ⅰ】）が抱える課題としては、人口規模の小さい市町村においては十分なサンプルを確保することが困難であること、さらに認定調査員が聞き取り調査を行ったり、調査結果と認定データを関連付けることが分析上負担であったことなどが挙げられます。

その他、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」の3調査と合わせた見直しの関係は以下の図のとおりです。

詳細は、下図の出典をご参照ください。

<（参考）第9期と第10期の変更点など>



（出典）[第10期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業（令和5年度老人保健健康増進等事業））](#)

導入編-2. 調査手法の選択

1 各自治体の実情にあわせた4つの調査手法が用意されています

「在宅介護実態調査」では、回収率、調査精度の高さから「手法Ⅰ.認定調査員による聞き取り調査」による実施を基本としていますが、それぞれの自治体の実情にあわせて実施できるよう、4つの調査手法を提案しています（調査の実施方法の詳細は、各調査手法別の【実施編】を参照してください）。

各調査手法の概要は以下の通りです。

【手法Ⅰ】 認定調査員による聞き取り調査 《推奨》	○ 要介護認定の更新時等に行われる認定調査の機会を活用するもので、認定調査の際に、「施設等の検討状況」や「就労継続の可否」等、在宅介護実態調査の調査項目をあわせて聞き取るものです。 ○ 認定調査員による聞き取り調査により、<u>高い回収率と精度が期待され、認定データ等と関連付けた詳細な分析も可能</u>であるため、この手法による調査を推奨しています。 ○ なお、認定者数が少ない小規模な自治体の他、一定規模の自治体でも、令和3年度から要介護認定有効期間の上限が延長されたことに伴い、在宅介護実態調査の調査期間に行われる更新申請に伴う認定調査の件数が少なく、<u>一定数のサンプルを確保することが困難な場合があります</u>。
【手法Ⅱ】 郵送調査 (接続方式)	○ 「認定調査員による聞き取り調査」では、十分なサンプルを確保できないなどの場合には、郵送による方法も選択肢となります。 ○ この手法では、要介護高齢者に郵送するアンケート調査票に、<u>要介護高齢者を特定できる番号等を付与</u>することで、回収後に認定データ等と関連付けた分析を可能とするものです。 ○ 日中就労しながら介護を行う家族など、<u>訪問しにくい世帯への調査票の配布が可能</u>な一方で、一般的に、郵送調査は<u>回収率が低い（特に単身者からの回答率は低い傾向がみられる）</u>ことに留意が必要です。
【手法Ⅲ】 郵送調査 (非接続方式)	○ 手法Ⅲは、認定データを活用せず、全ての調査項目を郵送アンケートで調査するものです。このため、認定データを目的外利用するために、<u>各自治体が個人情報保護条例に定める手続き等の課題が生じません</u>。 ○ 一方で、調査項目数が最も多く、回答者の負担が大きいため、<u>回答率は更に低い傾向があり、回答の精度も十分なものは望めません</u>。 ○ また、認定調査データと関連付けた分析を行わないため、他の手法と比較して、<u>分析可能な内容も限定的</u>です。
【手法Ⅳ】 【新版】在宅生活改善調査による実施	○ 市町村内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等のケアマネジャーに在宅介護実態調査への協力を依頼し、依頼を受けたケアマネジャーが、自身が担当する利用者の中から「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」もしくは「家族等介護者の就労継続が難しくなっている利用者」を抽出し、回答（メール返送・郵送）するものです。 ○ ケアマネジャーが、ケアマネジメントを通じて把握している本人や家族等の状況をもとに回答するため、<u>ケアマネジャーの専門性に基づく、公正・中立な回答</u>が期待されます。 ○ なお、<u>要介護高齢者本人や家族等の介護者本人に対する調査ではない</u>ことに留意が必要です。

2 4つの調査手法の「メリット」と「デメリット」

4つの調査手法の「メリット」と「デメリット」は以下の通りです。

「在宅介護実態調査」では、回収率、調査精度、客観性の高さから「手法Ⅰ.認定調査員による聞き取り調査」での実施を基本としていますが、手法Ⅰでの実施が困難な場合は手法Ⅳでの実施可能性を、手法Ⅳでの実施が困難な場合は手法Ⅱや手法Ⅲでの実施方法を検討してください。

< 4つの調査手法の「メリット」と「デメリット」の比較 >

	手法Ⅰ 認定調査員による 聞き取り調査	手法Ⅱ 郵送調査 (接続方式)	手法Ⅲ 郵送方式 (非接続方式)	手法Ⅳ 【新版】在宅生活改善調査による実施
住民の回答 負担と客観性	◎ 負担はなく、客観性高い	○ 一定の負担はあるが、 手法Ⅳと比べて限定的	△ 設問数が多く負担大	○ 負担はなく客観性は高いが、 本人・家族の回答ではない
回収率	◎ 単身者を含め 高い回収率を期待	△ 回収率は限定的 単身者は更に低下傾向	× 回収率は手法Ⅲよりも 更に低下傾向	◎ 単身者を含め 高い回収率を期待
サンプル	△ 短期間でのサンプル確保が困難	○ 一斉配布によりサンプルは 確保しやすい	○ 一斉配布によりサンプルは確保 しやすい	◎ 短期間での サンプルの確保が可能
認知機能の 把握	◎ 認定データで客観的に 把握可能	◎ 認定データで客観的に 把握可能	× 客観的には把握できない	× 把握はできない
介護者に関する 情報把握	◎ 調査に家族等が立ち会うこと も多く、情報の精度が高い	△ 対面と比べて精度が低く、 どこまで把握できるか不透明	△ 負担感が高いため、手法Ⅲ よりも更に精度は低下	○ ケアマネの専門性に基づくが、 本人・家族の回答ではない
自動化ソフト の活用による 簡素化	◎ 大幅な作業軽減が可能	◎ 大幅な作業軽減が可能	△ 従来のアンケートと同様	◎ 大幅な作業軽減が可能
実施期間	△ 更新認定件数が少ない場合、 長期となる場合がある	○ 所定の期間（1カ月程度） で実施可能	○ 所定の期間（1カ月程度） で実施可能	◎ 相対的に最も短期間で 実施可能
認定データの 目的外利用 への対応	各自治体の個人情報保護 条例の内容に応じた対応が 必要	各自治体の個人情報保護 条例の内容に応じた対応が 必要	不要	不要

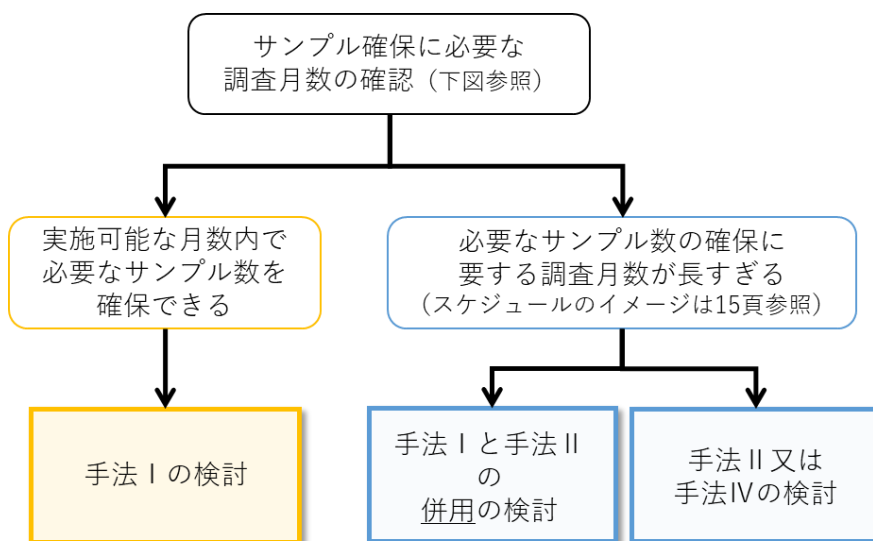
3 調査手法の選択の際の着眼点

1 保険者圏域内人口が概ね 10 万人を上回る自治体における調査手法の検討

保険者圏域内の人口が概ね 10 万人を上回る自治体においては、まず「**手法Ⅰ：認定調査員による聞き取り調査**」での実施を検討してください（本ページ上図）。これらの比較的**規模の大きい自治体**における調査では、**概ね 600 件程度のサンプル**を確保することを目指します。

本調査（手法Ⅰ）の対象者は、「在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方（P.9 参照）」になります。したがって、手法Ⅰでの実施の可否については、まずは一ヶ月間に該当する調査対象者数を調べ、望ましいサンプルを確保するのに必要な調査実施期間を算出した後に、各自治体が予定している計画策定のスケジュールに照らし合わせるなどの方法により、検討してください（本ページ下図参照）。

保険者圏域内人口概ね 10 万人以上の自治体の場合



【調査月数の算出方法】

本調査の分析に望ましいサンプル数	在宅の更新及び区分変更申請件数（1カ月あたり）	「Ⅰ.認定調査員の聞き取りによる調査手法」に要する調査月数
600 サンプル	÷ 件	= カ月

【参考解説】

本調査開発段階の試行調査結果を参照すると、適切な分析を行うためには、少なくとも 600 人程度のサンプルを確保することが望ましいと考えられます。したがって、各地域において、「一定期間内に更新・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方」の人数をカウントし、「調査可能な期間」をご検討頂いた結果、600 程度のサンプルが確保可能と判断された場合は、「認定調査員による聞き取り調査」を選択される方が、メリットは大きいといえます。

例えば、1 か月間に「更新・区分変更申請に伴う認定調査を受ける対象者」が 200 人であった場合に、3 か月間の調査実施が可能であれば、600 程度のサンプル確保が可能と判断することができます。

一方、1 か月間の調査対象者数が 100 人の地域では、3 か月間調査を実施したとしても、300 程度のサンプルしか確保することができないことから、調査の実施期間を 3 か月に限定する場合には、郵送調査を検討することが考えられます。一定期間内の調査対象者数は、人口規模や高齢化率、認定率等によって異なるため、各地域でご確認をいただくことが必要です。

【政令市などの大規模市における調査手法の検討について】

政令指定都市など、大規模自治体では、調査対象数や、協力を要請する調査員の数が多く、全ての調査員を対象とする調査では負担が過大となる場合があります。したがって、人口規模が大きいなど、認定調査の対象者数が非常に多い地域では、「手法Ⅰ：認定調査員による聞き取り調査」を一部の調査員を対象とするサンプル調査として実施することも考えられます。

なお、「手法Ⅰ」をサンプル調査として実施する場合は、対象の抽出にあたっては、対象者の性別や年代、地域等に偏りが生じないよう、配慮が必要です。（例えば、特定の居宅介護支援事業所のみに調査を依頼した場合、対象者の地域や利用サービスに偏りが生じる恐れがあります）

【調査可能な月数で実施した場合に、サンプルが不足する場合】

調査可能な月数で調査を実施しても、望ましいサンプルに達しない場合は、より高い精度のデータを確保する観点から、「手法Ⅰ」を実施しつつ、不足するサンプルを「手法Ⅱ」の郵送調査で補う方法も検討可能です。

2

保険者圏域内人口が概ね 10 万人未満の小規模自治体における調査手法の検討

保険者圏内人口が概ね 10 万人未満の場合、手法Ⅰ単独では望ましいサンプル（600 サンプル）を確保するためには調査期間が長期間になる恐れがあります。

一方で、この「望ましいサンプルサイズ」を下回る場合、家族の就業継続等を分析するためにクロス集計を行う際に、該当数が寡少となり、十分な分析を行うことができない可能性があることについて留意が必要です。

しかしながら、全ての保険者において、この「望ましいサンプルサイズ」を必ず確保しなければならないものではなく、サンプル上のデメリットを理解した上で、他の手法と比較して相対的にメリットがあると考えた場合は、各保険者で手法Ⅰの調査手法での実施の可否についてご検討ください。

さらに、一定のサンプルを確保するためには、認定審査会の共同設置の枠組み等を活用して、複数の市町村で調査を共同実施することも考えられます。

なお、手法Ⅰのデメリットが大きいと判断した場合には、手法Ⅱから手法Ⅳによる実施をご検討ください。



調査の実施方法については
実施編【11ページ参照】

4 調査項目の選択（手法Ⅰ～手法Ⅲについて）

在宅介護実態調査（手法Ⅰ～Ⅲ）の調査票では、「基本調査項目」「オプション調査項目」の二種類を設定しており、各自治体で自由に選択することができます。

【2種類の調査項目】

基本調査項目 (9項目)	試行調査の実施等を通じて、検討委員会において「調査すべき優先度が高い」と判断された調査項目。各自治体の実施において優先的に把握すべき調査項目。
オプション調査項目 (10項目)	「オプション調査項目」とは、各地域の状況や調査目的等に応じて、各自治体で調査の必要性を判断すべきとされた調査項目。

※手法Ⅲでは、基本調査項目は15項目、オプション調査項目は9項目になります

なお、介護保険サービスの利用が、「在宅生活の継続（A票-問10_施設等の検討状況、B票-問5_介護者が不安に感じる介護）」、および「介護者の就労継続（B票-問4_介護者の就労継続の可否に係る意識）」に与える影響に着目した分析を行うため、当該3つの設問についてはより優先度が高いといえます。

本調査において最も重要な項目

A票-問10_施設等の検討状況

B票-問5_介護者が不安に感じる介護

B票-問4_介護者の就労継続の
可否に係る意識

※問の番号は、聞き取り調査用の調査票の「基本調査項目＋オプション調査項目」のものに準じています

5 調査の対象者（手法Ⅰ～手法Ⅲについて）

本調査の対象者は、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）方としています。したがって、例えば、要支援・要介護認定を受けていない方や、施設等に入所・入居している方は、対象としていません。

また、本調査では、介護保険サービスの利用状況と、「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」の関係等に着眼した分析を行うことから、**介護保険サービスの利用実績のない「新規の申請者」については、調査の対象としていません。**

ただし、更新・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）方については、介護保険サービスの利用の有無を問わず、調査の対象になります（要支援・要介護認定を受けながら、介護保険サービスを利用していなかった方については、「未利用であった」という利用実績があるためです）。

なお、「在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方」の「在宅」の定義については、以下の通りです。

■ 以下を除いた方を「在宅」と定義します（※以下の方は、調査の対象者ではありません）。

- 医療機関に入院している人
- 以下の施設等に入所又は入居している人
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護医療院
 - ・特定施設
 - ・認知症高齢者グループホーム
 - ・地域密着型特定施設
 - ・地域密着型特別養護老人ホーム

※ なお、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの入居者は在宅と見なし、この調査の対象となります。

※ 市町村内に住民票を残したままで、市町村外にいる方は、本調査の対象としません。

※ 手法ⅣについてはP.20を参照してください。

【実施編】

実施編-手法Ⅰ. 認定調査員による聞き取り調査

1 調査手法の概略

「手法Ⅰ：認定調査員による聞き取り調査」は、本調査手法の基本となる手法です。要介護認定の訪問調査の際に行われる「概況調査」の内容をアンケートに転記するようなイメージをもってください。

調査期間中（各自治体で任意の月数を設定）の居宅の更新または区分変更申請について、認定調査員が訪問した際に、本調査が指定する調査内容を把握する方法です。一部追加的に質問を行う必要がありますが、「世帯類型」や「主な介護者」などについては、通常の概況調査でも聞き取る内容ですので、多くの設問は、聞き取った内容を記号化して転記するだけです。

被保険者番号を記載した調査票を、エクセルデータに入力し、最終的に当該申請者の審査会判定が終了した段階で、被保険者番号によって、「認定データ」と「調査結果」を関連付けた分析を行うものです。

2 各種資料の準備

調査の実施に際しては、必要に応じて、下表のような様式・資料が必要になります。

認定データと関連付けての分析は、認定データについて、各自治体の個人情報保護条例における目的外使用に該当する場合も考えられます。この場合、各自治体の個人情報保護条例の内容に応じた手続きが必要になります。仮に同意書が必要な場合は、同意書（様式8）を参考にしてください。

準備すべき資料（例）

各種資料	備考
1. 調査票	● 「① 基本調査項目のみの調査票」と「② 基本調査項目＋オプション調査項目の調査票」の2種類があります。 ● 各地域の状況に応じて、使用する調査票を選択してください。
2. 居宅介護支援事業所等への依頼状	● 認定調査を委託している居宅介護支援事業所等への依頼状です。
3. 調査対象者への依頼状	● ご回答頂く、調査対象者様への依頼状です。
4. 調査の実施方法に関する手引き（認定調査員用）	● 認定調査員の方が、認定調査の際にどのような手順で調査を実施し、どのような点に注意すべきかが記載されています。 ● 直営・委託を問わず、認定調査員1人に1冊ずつ配布するようにしてください。

調査票は、A 票（認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目）と B 票（主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入頂く項目）から構成されています。A 票は認定調査員が記入することを想定していますが、B 票は介護者様もしくはご本人様にご記入いただくことを想定していますので、A 票と B 票は別々に印刷すると調査をスムーズに行うことができます。

また、試行調査を実施した自治体の中には、調査対象者の方に「家族に聞いてみないと分からない」と言われた際には、調査員が記入できる設問は調査票に回答を記入したうえで、返信用封筒と途中まで記入された調査票をお渡しし、後日にご家族（主な介護者）の方もご記入いただいた上で、郵送でもご返送いただけるような工夫をされた自治体もございました。

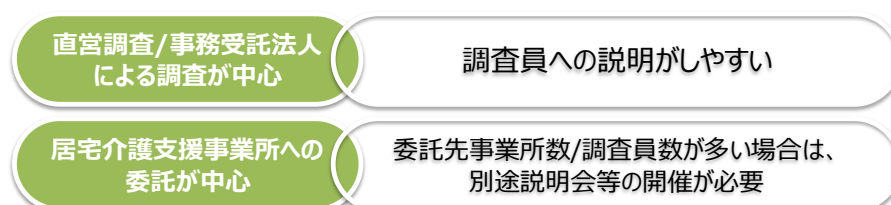
このように、細かな調査手法については、各地域の実情に応じた工夫を行うことも考えられます。

3 認定調査員等への説明

主に認定調査員を対象とした、説明会等を実施します。説明会に用いる資料は、「4. 調査の実施方法に関する手引き（認定調査員用）」を中心に、前述の「準備すべき資料（例）」のものを使用してください。

なお、認定調査員等への説明に際しては、「調査項目の多くは、日頃の認定調査（訪問調査）の「概況調査」で聞き取っている内容と同様であり、概況調査の内容を転記するイメージであることから、追加の負担は限定的である」ことについて、十分に説明することが重要です。

なお、試行調査においても、委託調査を中心とした調査体制をとる自治体もありましたが、実施運営上、混乱はみられませんでした。



4 調査の実施

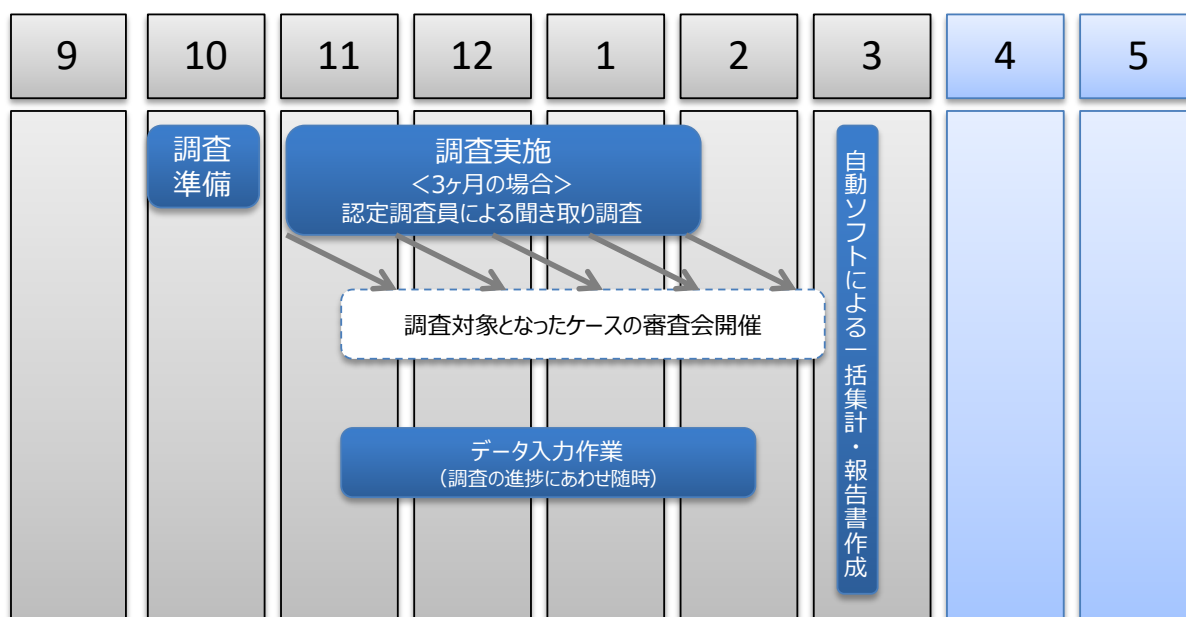
調査の実施手順は、「4. 調査の実施方法に関する手引き（認定調査員用）」をご覧ください。

なお、手法Ⅰによる調査は、「認定ソフト 2021」から出力される認定データの活用を前提としています。調査を実施される前に、「認定ソフト 2021」からの認定データの出力が問題なく行えることをご確認ください。

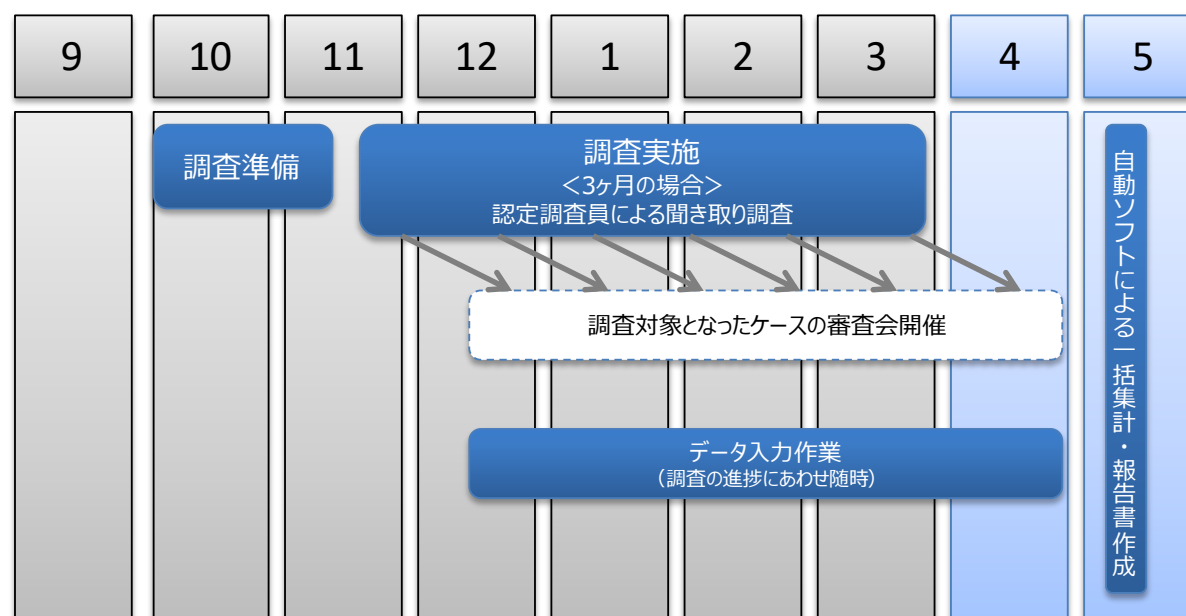
5 モデルスケジュール

実際に「手法Ⅰ」で調査を実施する場合のモデルスケジュールは以下の通りです。手法Ⅰでは自動分析ソフトを活用するため、データ入力さえ完了すれば、短時間で、報告書作成までを一括して自動処理することが可能です。

【3ヶ月の調査期間で年度内に報告書作成まで実施する場合の例】



【準備期間/調査実施期間を長めに設定し、年度明け早々に報告書を完成させる場合の例】



実施編-手法Ⅱ. 郵送調査(接続方式)

1 調査対象者の抽出

過去数か月の間に、更新・区分変更申請を伴う認定調査を受けた方の中から、郵送調査の対象とする調査対象者を必要数抽出します。対象者の抽出には、例えば「認定ソフト 2021」からの出力データを用いることができます。P.9の「調査の対象者」に該当する人の抽出は、例えば「認定ソフト 2021」からの出力データにおける「現在の状況」から、以下に該当する方を抽出することなどが考えられます。

コード	内容
01	居宅（施設利用なし）
12	軽費老人ホーム
13	有料老人ホーム
14	サービス付き高齢者向け住宅

なお、調査結果に関連付ける認定データは、この過去に実施した認定調査時のものを使用することから、厳密には「調査回答時点（アンケート調査）」と「認定調査を行った時点」が一致しないことになります。したがって、郵送調査の対象とする調査対象者の抽出に際しては、出来る限り最近に認定調査を受けた方々から抽出することが望ましいといえます。

抽出すべき対象者数は、過去に実施したアンケート調査の回収率などを鑑み、望ましいサンプル（600 程度）の回収を見込むことができる数とすることが必要です。

<「認定ソフト 2021」からの出力データを用いた抽出方法>

- ① 認定ソフト 2021 を起動し、メニュー画面の下にある「認定情報管理」ボタンを押します。
- ② 検索条件の入力項目に、集計対象とするデータ情報（主に期間）を入力します。
- ③ 「検索」ボタンを押すと、検索条件項目に該当する被保険者の一覧が表示されます。
- ④ 全件選択されている状態を確認し、「選択」ボタンを押します。
- ⑤ 「認定情報抽出」ボタンを押します。
- ⑥ 抽出確認画面が表示されますので、任意のファイル名を指定し「抽出」ボタンを押します。

※このとき、既存のファイル名を指定すると上書きされてしまいますのでご注意ください。

※①については、国保中央会へ報告済みのデータは「認定情報管理」ボタンではなく、「履歴情報管理」ボタンから出力します。「認定情報管理」と「履歴情報管理」の2つのボタンから出力した場合は、在宅介護実態調査の自動集計ソフトで読み込む前に2つのCSVファイルを1つに統合してください。

認定ソフト 2021 からの認定データの出力方法

STEP①

認定ソフト 2021 を起動し、
メニュー画面の下にある「認定情報管理」
ボタンを押します。



STEP②

検索条件の入力項目に集計対象とする
データ情報（主に期間）を入力します。

STEP③

「検索」ボタンを押すと、検索条件項目に該当する被保険者の一覧が表示されます

STEP④

全件選択されている
状態を確認し、
「選択」ボタンを
押します。

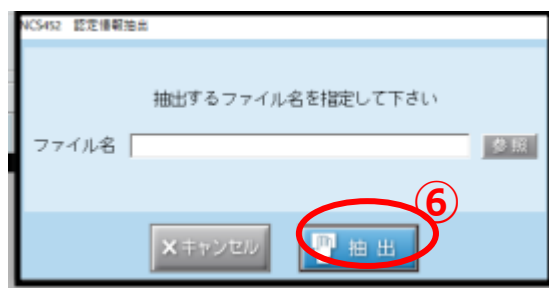
STEP⑤

「認定情報抽出」
ボタンを押します。



STEP⑥

抽出確認画面が表示されますので、
任意のファイル名を指定し「抽出」ボタンを
押します。
※このとき、既存のファイル名を指定すると
上書きされてしまいますのでご注意ください。



2 各種資料の準備

調査の実施に際しては、必要に応じて、下表のような資料が必要になります。

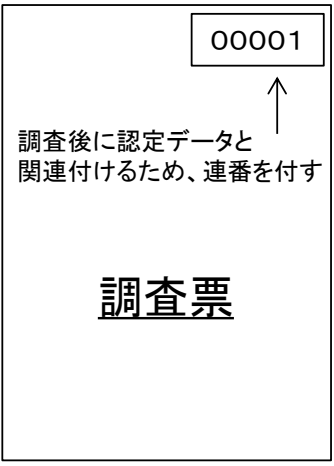
なお、郵送する調査票には事後的に被保険者番号が判別できるような固有の番号を付すなどの方法により、**回収後に認定データ（認定ソフト 2021 の出力データ）との関連付けができるようにしておく必要**があります。

認定データと関連付けての分析は、認定データについて、各自治体の個人情報保護条例における目的外使用に該当する場合も考えられます。この場合、各自治体の個人情報保護条例の内容に応じた手続きを行うことが必要になります。

準備すべき資料（例）

各種資料	備考
1. 調査票	● 「① 基本調査項目のみの調査票」と「② 基本調査項目＋オプション調査項目の調査票」の2種類があります。 ● 各地域の状況に応じて、使用する調査票を選択してください。
2. 調査対象者への依頼状	● ご回答頂く、調査対象者様への依頼状です。
3. 返信用封筒	● 返信用の封筒です。

調査票に連番を付す際のイメージ

連番	被保険者番号	
00001	●○●●○●△■●●	
00002	■○●△●●△■△○	
00003	●○●●○●△■△●	
00004	■○△●■●△■○●	
00005	●○●△●●△■●●	
00006	○○●△●●△■●■	

3 調査の実施

通常の郵送配布・郵送回収によるアンケート調査と同様です。

なお、手法Ⅱによる調査は、手法Ⅰと同様に「認定ソフト 2021」から出力される認定データの活用を前提としています。調査を実施される前に、「認定ソフト 2021」からの認定データの出力が問題なく行えることをご確認ください。

実施編-手法Ⅲ. 郵送調査(非接続方式)

1 調査手法の概略

手法Ⅲは、通常のアンケート調査に、必要な設問を組み込んで実施する方法で、認定データは利用しません。事後的に認定データとの関連付けを行いませんので、被保険者番号が判別できるような通し番号等を調査票に付する必要ありません。

ただし、他の手法は、概ね同様の分析が可能であるのに対し、「手法Ⅲ：郵送調査（非接続方式）」はデータの精度が低いのに加え、「認知機能関連」の分析を行うことができない点が大きく異なります。

手法Ⅲは、手法Ⅰ～Ⅱ及び手法Ⅳでは調査の実施が困難な場合の手法として設定している点に留意してください。

2 調査の実施方法

通常の調査と実施方法は同様ですので、居宅の要介護高齢者に対して、アンケート調査を実施してください。調査項目案は、添付の資料の通りです。なお、手法Ⅲについては、自動集計ソフトはありませんのでご注意ください。

実施編-手法Ⅳ.【新版】在宅生活改善調査による実施

1 調査手法の概略

「在宅介護実態調査」は、「家族等介護者の就労継続」と「要介護者の適切な在宅生活の継続」を目的とした調査であり、第7期計画から全国の市町村で実施されているものですが、手法Ⅰ（認定調査員が直接聞き取りを行う調査）では、認定有効期間の延長の影響もあり、特に人口規模の小さい市町村においてサンプルの確保が課題となっています。

「要介護者の適切な在宅生活の継続」を目的とする調査として、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等のケアマネジャーを対象とする「在宅生活改善調査」がありますが、令和5年度老人保健健康増進等事業「介護保険事業計画策定における各種調査結果の分析に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）において検討を行い、従来の「在宅生活改善調査」の調査票に、「在宅介護実態調査」の設問の一部を組み込むことで、「【新版】在宅生活改善調査」の中で、在宅介護実態調査に係る調査項目についても把握できることとしたものです。

手法Ⅳ「【新版】在宅生活改善調査による実施」は、調査対象が居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等であるため、要介護高齢者本人やその家族等を対象とするアンケート調査（郵送）である手法Ⅱや手法Ⅲと比べて高い回収率が期待できます。一方で、従来の在宅介護実態調査では、いずれの手法でも、要介護高齢者本人や家族が回答者であるのに対し、手法Ⅳでは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等のケアマネジャーが回答者であるため、過去の調査結果と単純に比較することが出来ません。また、ケアマネジャーが要介護高齢者本人や家族等の意向を的確に把握できていることが前提となります。

手法Ⅳの導入にあたっては、これらの特徴について関係者間であらかじめ議論・確認を行い、共通認識を図った上で進める必要があります。

2 調査対象者の抽出

在宅生活改善調査の対象となった居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等において、当該事業所の利用者の中から、自宅、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム等で生活しており、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」もしくは「家族等の介護者の就労継続が難しくなっている利用者」を抽出いただき、その利用者について、ケアマネジメントを通じて把握している状況を踏まえ、調査票に回答いただきます。

3 各種資料の準備

調査の実施に際しては、必要に応じて、下表のような様式・資料が必要になります。

なお、手法Ⅳは、要介護高齢者本人を担当するケアマネジャーを回答者とする調査であり、必要な情報は当該ケアマネジャーから把握することが可能と考えられるため、認定データと関連付けることは想定しておりません。

このため、「手法Ⅳ【新版】在宅生活改善調査による実施」の場合に用いる在宅生活改善調査の自動集計ソフトでは、認定データと関連付ける機能がありません。市町村の判断により認定データとの紐付けを行う場合は、調査票のうち利用者票の通し番号に、被保険者番号の記載を求めるなどの方法により対象者の特定を可能とした上で、回収後に各市町村が保有する認定データと突合するなどの方法が考えられます。

なお、認定データと関連付けての分析は、認定データについて、各自治体の個人情報保護条例における目的外使用に該当する場合も考えられるため、各自治体の個人情報保護条例の内容に応じた手続きが必要になります。

また、Excel 調査票をメールで配布・回収を行うことにより、回収した Excel ファイルを自動集計ソフトで読み込むことで集計することが可能です。

準備すべき資料（例）

各種資料	備考
1. 調査票	● 【新版】在宅生活改善調査「①事業所票」、「②利用者票」(https://www.murc.jp/houkatsu_06_03/) ● 各地域の状況に応じて、調査内容を変更することができます。
2. 居宅介護支援事業所等への依頼状	● 調査（回答）を依頼する居宅介護支援事業所等への依頼状です。
3. 返信用封筒	● 返信用の封筒です。（※Excel の調査票をメールで送付・回収する場合は不要です。）

【入力・集計編】

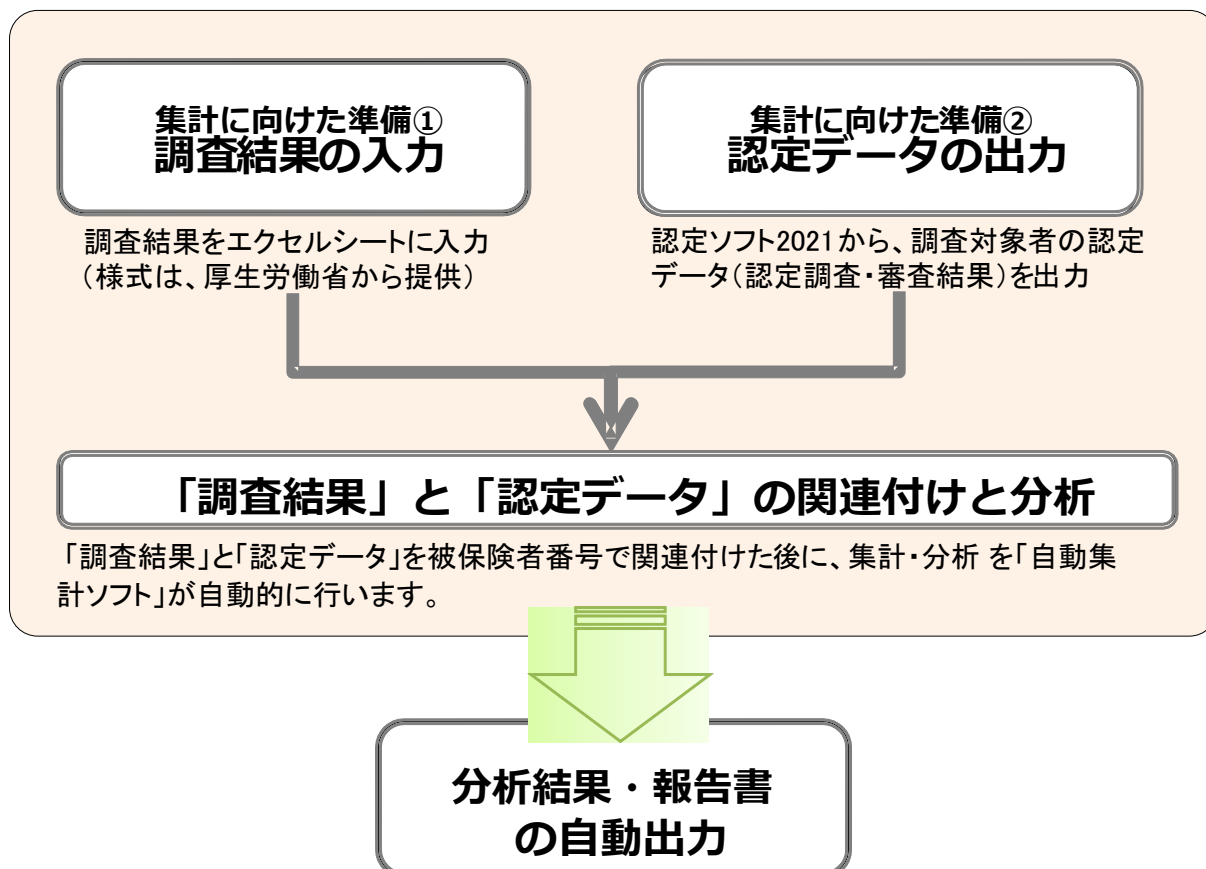
< I・II 共通 >

- ※ここでは、調査結果の入力と認定データを関連付けるための作業準備を行う手順を解説しています。
- ※手法Ⅲについては、通常のアンケートとなっていますので、自動分析ソフトの使用は想定していません。
- ※手法Ⅳについては、ケアマネジャーから把握することが可能と考えられるため、認定データとの紐付けは想定しておりません。

1 集計・分析の手順

調査の実施後、調査結果を厚生労働省から提供されるエクセルシートに入力します。また、審査会が終了した段階で、調査対象の認定者のデータを「認定ソフト 2021」から CSV ファイルとして出力し、両者を被保険者番号で関連付けます。

この手順は、「手法Ⅰ」「手法Ⅱ」のいずれの調査手法においても、基本的に共通しています。



2 集計に向けた準備①：調査結果の入力

調査により得られた回答結果を、「エクセルファイル」のシートに入力します（または外部委託先の事業者等に入力を依頼します）。

なお、厚生労働省からは、これらの調査結果と認定データの関連付けを自動で行うプログラムを提供する予定であることから、ソフトを活用する場合は、下記のルールに従い、厚生労働省から提供された「データ入力用ファイル」（様式5）に調査結果を入力してください。

【入力ルール】

- SA（シングル・アンサー（単数回答））の設問は、選択された選択肢の番号を「**半角数字**」で入力してください。
- MA（マルチ・アンサー（複数回答））の設問については、「データ入力シート」の、選択された全ての選択肢に「**1**」を、それ以外の選択肢に「**0**」を入力してください。
- 無回答の場合は「-（半角数字）」を、非該当の場合は「*（半角数字）」を入力し、最終的に各回答者の入力欄に「空欄のセル」がなくなるように入力してください。

調査結果のデータ入力画面（例）

問1_世帯類型	問2_ご家族等の介護の頻度	問3_主な介護者	問4_介護者の性別	問5_介護者の年齢	問6_介護者が行っている介護					
SA	SA	SA	SA	SA	1. 日中の排泄	2. 夜間の排泄	3. 食事の介助（食べる時）	4. 入浴・洗身	5. 身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	6. 衣服の着脱
3	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*
3	5	2	1	6	0	0	0	1	1	1
3	5	2	2	6	1	1	1	1	0	1
3	5	2	1	6	0	1	1	0	0	1
1	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*
3	5	3	2	6	0	1	0	0	0	1
2	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*
2	3	2	2	6	0	1	0	0	0	1
2	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*
3	5	2	2	6	1	0	1	1	1	1
3	5	2	1	5	0	1	0	0	0	1
3	5	2	1	6	1	1	0	0	0	1
2	5	1	2	8	0	0	0	0	0	1
3	5	2	2	6	0	1	0	0	0	0

3 集計に向けた準備②：認定データの出力

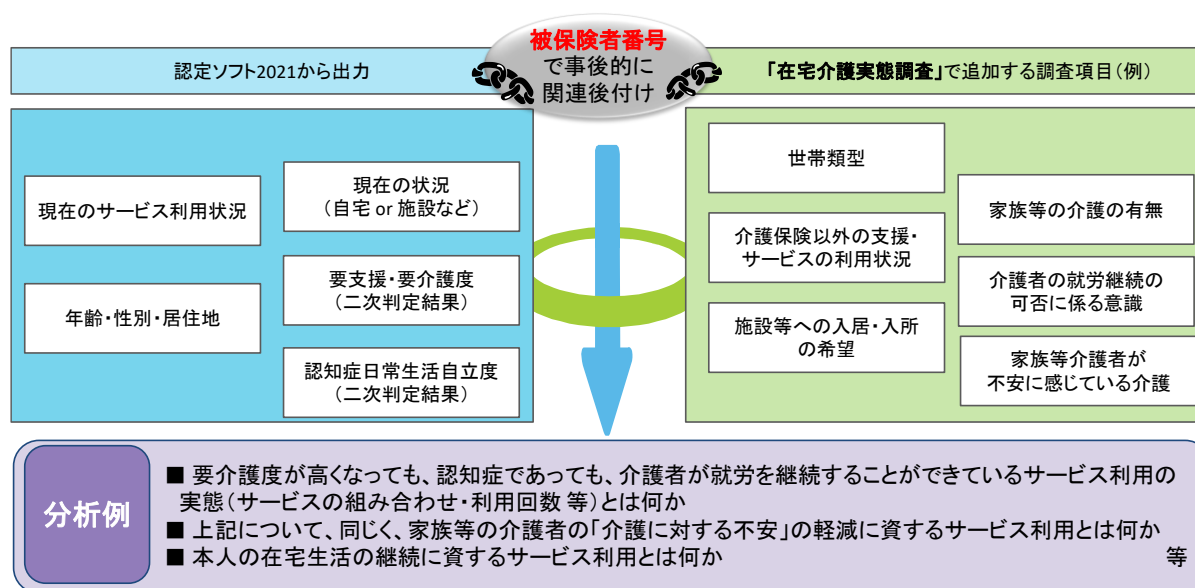
認定ソフト 2021 からの認定データの出力方法は、「自動集計ソフト」の提供とあわせてご案内します。

4 「調査結果」と「認定データ」の関連付けと分析（作業時間は数分です）

厚生労働省が配布する「自動集計ソフト」を活用して、自動的に報告書作成まで行います。

前ページまでの工程が終了していれば、作業時間は数分です。

被保険者番号を用いて、「調査結果」と「認定データ」を関連付けし、そのデータを用いた分析を行います。これにより、認定データから得られる「現在のサービス利用状況」や「要支援・要介護度」、「認知症日常生活自立度」等と、本人・家族等介護者の生活状況を合わせた分析を行うことができます。



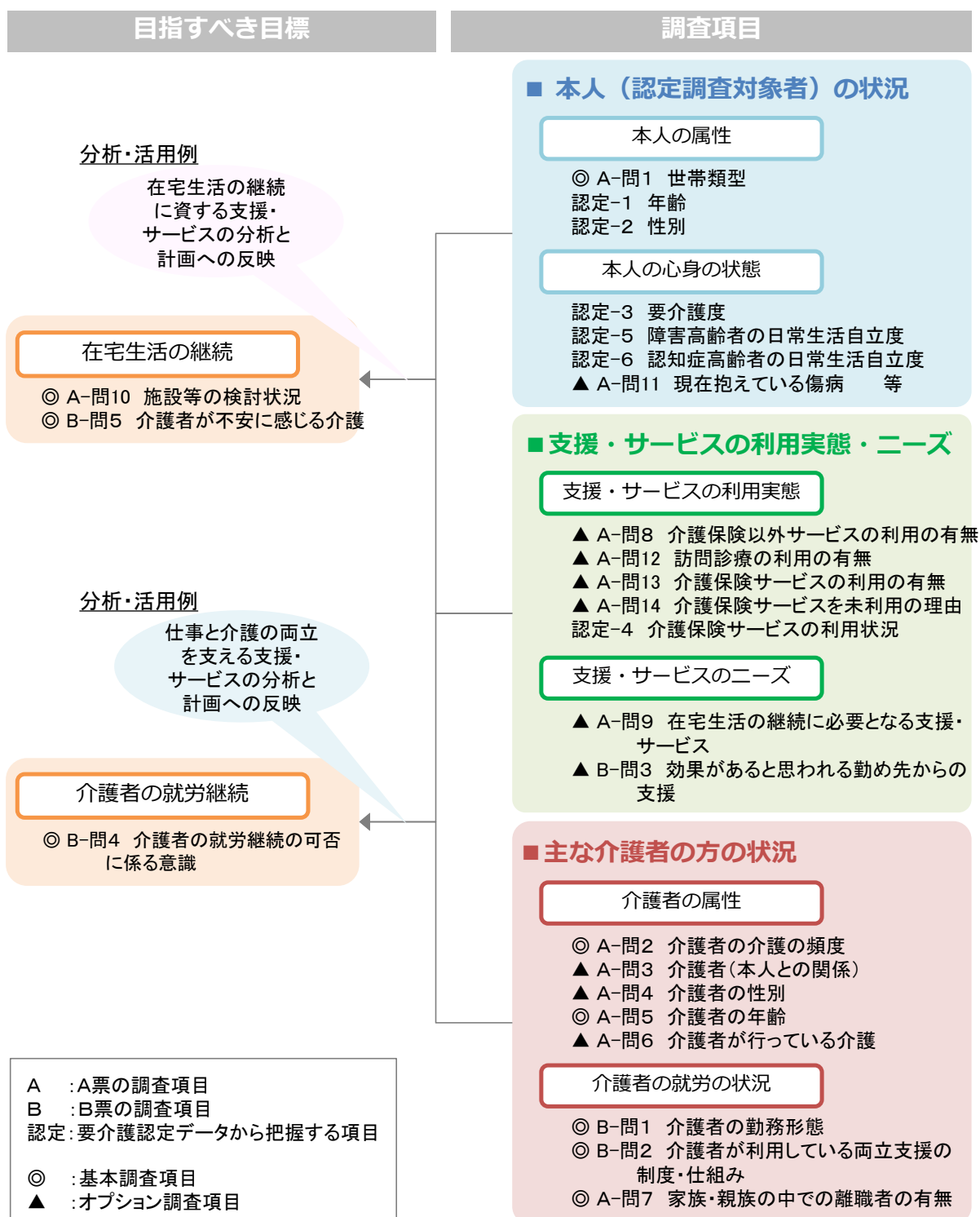
「調査結果」と「認定データ」の関連付けとその分析のイメージ

自動集計ソフト及び使用方法の解説は、
以下 URL に掲載しております。

https://www.murc.jp/houkatsu_06_02/

【参考】集計・分析を行う際の基本的な視点

自動集計ソフトは、下図のような視点から分析を行い、簡易報告書を出力します。



※問の番号は、聞き取り調査用の調査票の「基本調査項目＋オプション調査項目」のものに準じています

【参考：各調査項目の視点】

【A票：認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目】

設問	調査の視点
【A票の聞き取りを行った相手の方は、どなたですか】	・家族等による介護がある場合に、主な介護者の方がどの程度の割合で調査に同席されているかなどを把握する。
問 1 世帯類型について、ご回答ください（1つを選択）	・世帯類型ごとに、サービスの利用や抱えている課題などが異なるため、世帯類型を把握する。
問 2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）（1つを選択）	・家族等による介護がどの程度行われているかを把握する。
問 3 主な介護者の方は、どなたですか（1つを選択）	・主な介護者の方と要介護者の関係によって、抱えている問題が異なるため、要介護者と主な介護者の方との関係を把握する。
問 4 主な介護者の方の性別について、ご回答ください（1つを選択）	
問 5 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください（1つを選択）	・主な介護者の方の年齢を把握する。
問 6 現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください（複数選択可）	・主な介護者の方が、行っている介護を把握し、就労継続の可否に係る意識等と合わせた分析を行う。
問 7 ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数選択可）	・認定調査対象者の方の介護に関連する、離職者の有無を把握する。
問 8 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください（複数選択可）	・地域の中で介護保険以外の支援・サービスがどの程度利用されているかを把握する。
問 9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（複数選択可）	・支援・サービスのニーズを把握する。 ・介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスの両方を対象としている。
問 10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つを選択）	・今後も在宅生活を継続していくことができると感じているか否かを把握し、在宅生活の継続に資するサービス利用の分析等を行う。
問 11 ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている傷病について、ご回答ください（複数選択可）	・医療、介護の両方のニーズを持つ、在宅療養者を把握する。
問 12 ご本人（認定調査対象者）は、現在、訪問診療を利用していますか（1つを選択）	
問 13 現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していますか（1つを選択）	・要支援・要介護認定を受けている方について、介護保険サービスを利用していない理由を把握する。
問 14 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか（複数選択可）	

【B票：主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入頂く項目】

設問	調査の視点
問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（1つを選択）	・勤務形態によって、介護者の方の負担も異なることから、主な介護者の方の勤務形態を把握する。
問2 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか（複数選択可）	・仕事と介護の両立の視点から、柔軟な働き方について、どの程度活用をしているかを把握する。
問3 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか（3つまで選択可）	・勤め先からの支援のニーズを把握する。
問4 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1つを選択）	・介護者の方が、今後も仕事を継続していくことができると感じているか否かを把握し、就労継続に資するサービス利用の分析等を行う。
問5 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）	・主な介護者の方が、不安に感じている介護を把握し、不安の軽減に資するサービス利用の分析等を行う。

※問の番号は、聞き取り調査用の調査票の「基本調査項目＋オプション調査項目」のものに準じています

【Q&A 編】

Q&A



調査票には「自由回答欄」がありませんが、必要ないのでしょうか？

本調査の調査票には、回答者が「その他」を選択した場合も含めて、自由回答欄は設定されていません。調査や集計の負担軽減を主たる目的としていますが、各地域において必要と判断される場合は、自由回答欄を設けるなどの工夫を行ってください。



新規申請者を対象としない理由は何ですか？

本調査では、介護保険サービスの利用状況と、「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」の関係等に着眼した分析を行うことから、介護保険サービスの利用実績のない「新規の申請者」については、調査の対象とはしていません。

ただし、更新・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）方については、介護保険サービスの利用の有無を問わず、調査の対象になります（要支援・要介護認定を受けながら、介護保険サービスを利用していなかった方については、「未利用であった」という利用実績があるためです）。



認定ソフト 2021 が見当たりません。

「認定ソフト2021」は各自治体でお使いのシステムの中に組み込まれている場合があります。この場合、ソフトの操作画面等が異なるため、操作方法については各システムを開発・運営しているベンダー各社にお尋ねください。



認定ソフト 2021 からのデータ出力がうまくできません。

「認定ソフト2021」が、システムの一部として組み込まれている場合などに、「認定ソフト2021」の一部の機能が使用できない状態となっている場合や、データが適切に出力されない場合があります。データの出力方法については、ご使用になっているソフトのベンダー各社に直接お問い合わせください。



自治体独自の調査項目についても、入力シートに入力すると、配布される自動集計ソフトで集計ができますか？

自治体独自の調査項目には対応しておりません。ソフトでの自動集計の対象となるのは、本調査で提案している「基本調査項目（9 項目）」及び「オプション調査項目（10 項目）」に限定されますのでご注意ください。



認定調査を実施する上で留意すべき点がありますか？

基本的に認定調査は、通常通り行いますので、普段の訪問調査と同様です。サービス利用などのデータが重要になるため、可能な限り正確に情報を把握することが大切です。



本調査に関する質問は、どちらにすれば良いですか？

本調査に関するご質問窓口は、以下の通りです。なお、前述の通り、「認定ソフト 2021」が見当たらない、「認定ソフト 2021」からのデータ出力がうまくできない」などのご質問については、ご使用になっているソフトのベンダー各社に直接お問い合わせください。

■お問い合わせ先

【調査の目的や結果の活用方法に関すること】

厚生労働省老健局

介護保険計画課 計画係

TEL:03-5253-1111（内線 2175）

【調査や集計・分析の手法に関すること】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

在宅介護実態調査事務局

Mail : zaitaku-kaigo@murc.jp ※お問い合わせはメールでお願いします。